

## 審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 56 条第 1 項
処 分 の 概 要：設備外積載の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 58 条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第 24 条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第 8 条（制限外許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：5 日
申 請 先： 申請書は、当該申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）の交通課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）交通課（係）
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 車両の構造に関する基準

当該設備外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令（行政手続法第2条第2号に規定する法令をいう。以下各審査基準において同じ。）に違反しないこと。

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

### 2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 56 条第 2 項
処 分 の 概 要：荷台乗車の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 58 条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第 24 条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第 8 条（制限外許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙のとおり。
標準処理期間：3 日
申 請 先： 申請書は、当該申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）の交通課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先： 申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）交通課（係）
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 車両の構造に関する基準

当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が(1)から(3)までの条件すべてを満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。
- (3) 当該荷台乗車許可によって荷台に乗車した者の安全が確保できること。

### 2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 57 条第 3 項
処 分 の 概 要：制限外積載の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 58 条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第 24 条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第 8 条（制限外許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙のとおり。
標準処理期間：5 日
申 請 先： 申請書は、当該申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）の交通課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先： 申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）交通課（係）
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載重量を限る等の条件を付すことにより、1から3までの条件すべてを満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 貨物に関する基準

積載する貨物が、以下の(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 形態上、単一の物件であること。
- (2) 分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められること。

### 2 車両の構造に関する基準

当該制限外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

### 3 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所、橋梁・トンネル等通行する車両の諸元等に関する制限のある場所、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 59 条第 2 項
処 分 の 概 要： <sup>けん</sup> 牽引の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 59 条第 3 項（自動車の牽引制限） 道路交通法施行規則第 8 条の 5 <sup>けん</sup> （牽引の許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙のとおり。
標 準 处 理 期 間：10 日
申 請 先： 申請書は、当該申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）の交通課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 申請に係る出発地を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）交通課（係）
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した都道府県公安委員会は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し又は時間を限ったことにより、以下の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 車両の構造に関する基準

当該牽引<sup>けん</sup>を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく牽引<sup>けん</sup>行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

### 2 道路及び交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。